

お知らせ

令和6年度から森林環境税(国税)が課税されます

令和6年度から森林環境税(国税)が課税され、個人町県民税均等割と併せて徴収します。市区町村で徴収した後、国に集められた森林環境税は森林環境譲与税として都道府県・市区町村に譲与され、森林整備などに使用される仕組みとなっています。

		令和5年度まで	令和6年度から
町民税	均等割	3,500円	3,000円
県民税	均等割	1,500円	1,000円
	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	1,000円
国 税	森林環境税	—	1,000円
合 計		6,000円	6,000円

※防災・減災事業の財源を確保するために町民税と県民税に500円ずつ加算されていた臨時的措置が令和5年度で終了しましたので、合計額は令和5年度までと同額です。

問税務課 ☎388-1112

固定資産価格が縦覧できます

固定資産税の納税者の方が、自己所有の土地や家屋の評価額を周辺の土地・家屋と比較し、価格の適正さを「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。

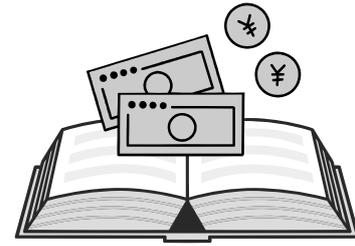
期間 4月1日(月)～30日(火)(土日・祝日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 役場1階 税務課

対象

- ・固定資産税(土地・家屋)の納税者
- ・納税者の同居の親族
- ・納税者の代理人



持ち物

- ・本人または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)
- ・委任状(代理人の場合)

※個人情報(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

※償却資産は縦覧対象外ですので、閲覧申請をする必要があります。

※縦覧期間以外は「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の公開は一切できません。

問税務課 ☎388-1112

4月1日から相続登記の申請義務化がスタートします

令和6年4月1日以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、早めに登記の申請を済ませましょう。

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円

以下の過料が科されることがあります。

問岐阜地方法務局 ☎245-3181



▲詳しくはこちら

